

同 居 完 了 届

私は、練馬区住宅修築資金融資あっせんを受けるにあたり、65歳以上の高齢者または練馬区心身障害者福祉手当条例第2条第1項の要件を満たす者と、工事終了後3か月以内に同居することをあっせんの条件としていましたが、このたび同居が完了いたしましたので、住民票を添え届け出いたします。

年 月 日

練馬区長 殿

申込者 住所
氏名

新たに同居 住所
した者 氏名
(旧住所)

以下は記入しないでください。

高齢者

心身障害者

福祉手当条例